

監 査 報 告

平 成 13 年 6 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵 監 委 報 第 7 号
平 成 13 年 6 月 4 日

兵 庫 県 知 事 貝 原 俊 民 様

兵 庫 県 監 査 委 員

印

橋 本 俊 作 (印)

小 西 庸 夫 (印)

原 吉 藏 (印)

毛 利 倫 (印)

監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、定期監査及び行

政監査の結果を次のとおり公表する。

- 目 次 -

定期監査の結果	-----	1
第1 ま え が き	-----	2
第2 地 方 機 関 等	-----	3
企画管理部関係		
東播磨県民局	-----	4
北播磨県民局	-----	7
西播磨県民局	-----	10
県立看護大学	-----	12
県民生活部関係		
県立西播磨文化会館	-----	12
県立東播磨生活科学センター	-----	12
中央こどもセンター	-----	12
県立明石学園	-----	13
食肉衛生検査センター	-----	13
県立のじぎく療育センター	-----	13
農林水産部関係		
県立森林・林業技術センター	-----	13
県立水産試験場	-----	13
県立中央農業技術センター	-----	14
教育委員会関係		
東播磨教育事務所	-----	14
県立教育研修所	-----	14
県立図書館	-----	14
県立嬉野台生涯教育センター	-----	14

農業高等学校	-----	14
三木北高等学校	-----	14
三木東高等学校	-----	14
松陽高等学校	-----	15
龍野実業高等学校	-----	15
太子高等学校	-----	15
明石高等学校	-----	15
明石南高等学校	-----	15
錦城高等学校	-----	15
明石北高等学校	-----	15
明石城西高等学校	-----	15
明石清水高等学校	-----	15
明石西高等学校	-----	15
加古川北高等学校	-----	15
加古川東高等学校	-----	15
加古川西高等学校	-----	15
加古川南高等学校	-----	15
東播工業高等学校	-----	15
西脇高等学校	-----	15
西脇北高等学校	-----	16
西脇工業高等学校	-----	16
三木高等学校	-----	16
高砂高等学校	-----	16
高砂南高等学校	-----	16
東播磨高等学校	-----	16
播磨南高等学校	-----	16
小野高等学校	-----	16
小野工業高等学校	-----	16
吉川高等学校	-----	16
社高等学校	-----	16
多可高等学校	-----	16
北条高等学校	-----	16
播磨農業高等学校	-----	16
相生高等学校	-----	16

相生産業高等学校	-----	16
龍野高等学校	-----	16
新宮高等学校	-----	16
赤穂高等学校	-----	16
上郡高等学校	-----	16
佐用高等学校	-----	16
山崎高等学校	-----	16
伊和高等学校	-----	16
千種高等学校	-----	16
のじぎく養護学校	-----	16
いなみ野養護学校	-----	16
北はりま養護学校	-----	16
播磨養護学校	-----	16
赤穂養護学校	-----	16

公安委員会関係

相生警察署	-----	16
明石警察署	-----	17
三木警察署	-----	17
社警察署	-----	17
加西警察署	-----	17
西脇警察署	-----	17
加古川警察署	-----	17
高砂警察署	-----	17
龍野警察署	-----	17
赤穂警察署	-----	17
佐用警察署	-----	17
山崎警察署	-----	17

行政監査の結果	-----	18
第1 監査対象テーマ及び選定理由	-----	19
1 テーマ	-----	19
2 テーマ選定理由	-----	19
第2 監査の概要	-----	19
1 実施時期	-----	19
2 監査対象機器及び監査対象機関	-----	19
3 監査の着眼点	-----	20
第3 監査の結果	-----	21
1 高額機器の取得、利用・管理の状況	-----	21
2 監査の結果及び意見	-----	34
3 むすび	-----	37

定 期 監 査 の 結 果

(平成13年4月25日から5月18日までの間に実施)

第 1 ま え が き

地方自治法第199条第4項の規定により、平成13年4月25日から5月18日までの間において地方機関等77箇所の監査を実施した結果、各監査対象とも事務事業の執行に努力し、それぞれ成果を収めたものと認められるが、なお留意改善を要すると認められる事項があるので、各監査対象ごとに記述し、監査の報告とする。

これらの事項については、その後直ちに措置されたものも見受けられるが、未措置のものについては早急に適切な措置が講じられることを要望する。

第 2 地 方 機 関 等

地方機関等の名称の右側（ ）書きは監査実施年月日である。

企画管理部関係

東播磨県民局

(平.13. 5. 7～ 8)

企画管理部

1 県税の調定及び徴収状況について (加古川県税事務所、明石県税事務所)

平成12年度(13年1月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	15,277,645,228	10,148,874,740	72,273,538	5,056,496,950	66.4	66.9
	法人	1,836,786,630	1,800,264,578	216,854	36,305,198	98.0	97.2
	利子割	561,568,343	561,569,065	0	722	100.0	100.0
事業税	個人	991,584,085	810,359,910	328,500	180,895,675	81.7	83.1
	法人	8,761,231,657	8,583,060,065	117,500	178,054,092	98.0	97.2
不動産取得税		2,719,338,646	2,070,938,985	7,206,999	(150,449,840) 641,192,662	76.2	79.1
ゴルフ場利用税		1,097,139,650	1,095,880,050	0	1,259,600	99.9	99.4
特別地方消費税		19,128,493	14,457,854	65,569	4,605,070	75.6	93.0
自動車税		10,320,112,770	9,668,795,566	18,605,894	632,711,310	93.7	94.0
狩猟者登録税		5,730,900	5,730,900	0	0	100.0	100.0
軽油引取税		2,801,521,302	2,621,440,444	0	(178,064,123) 180,080,858	93.6	94.7
入猟税		3,751,100	3,751,100	0	0	100.0	100.0
旧法による税		1,125,449	0	385,044	740,405	0.0	3.0
合計		44,396,664,253	37,385,123,257	99,199,898	(328,513,963) 6,912,341,098	84.2	84.4

- (注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を()内書きした。
2 料理飲食等消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、84.2%となっており、前年度同期と比較して0.2ポイント低下している。

- 2 収税事務について (加古川県税事務所、明石県税事務所)
平成12年度(13年1月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は58人で、その総額は459,420,024円である。
収入の促進に引き続き努められたい。
- 3 課税事務について (加古川県税事務所、明石県税事務所)
個人事業税等が、12件、69,900円過大課税、4件、446,100円過少課税となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。
- 4 経理事務について (総務担当、市町・防災担当、明石健康福祉事務所)
住居手当等が、3件、48,090円過大支給、3件、21,432円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

県民生活部

- 経理事務について (県民担当)
- 時間外勤務手当が、5件、58,799円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

地域振興部

- 経理事務について (産業労働担当)
- 報償費(生涯能力開発給付金)が、1件、7,000円過大支出となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

県土整備部

- 1 工事関係事務について (加古川土木事務所)
道路舗装修繕工事の設計が、1件、134,400円過少設計となっていた。
設計に当たり注意されたい。
- 2 占・使用許可事務について (加古川土木事務所)
 - (1) 平成12年3月に許可期間が満了した公有土地水面使用のうち、13年1月末現在許可更新等手続き未了のものが34件ある。
早期に措置されたい。
 - (2) 道路占用料が、2件、27,900円過大徴収となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

3 収入の促進について (加古川土木事務所)

平成12年度(13年1月末現在)における港湾施設使用料等の収入未済額は、84件、12,497,087円で、うち滞納繰越分は、2件、1,432,776円である。

収入の促進になお一層努められたい。

4 経理事務について (加古川土木事務所)

(1) 従前から許可を受けており、年度当初に調定すべき平成11年度分流水占用料(1件、13,497,220円)の調定が、平成12年3月6日と遅れていた。

(2) 公衆街路灯の契約種別で支払うべき道路照明灯の電気料金を、割高な従量電灯の契約種別で支払っているものが、4件あった。

事務処理に当たり注意されたい。

企画管理部

1 県税の調定及び徴収状況について (社県税事務所)

平成12年度(13年1月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	3,354,215,456	2,348,547,911	5,122,547	1,000,544,998	70.0	69.8
	法人	660,978,467	653,946,385	67,900	6,964,182	98.9	99.1
	利子割	172,135,034	172,135,034	0	0	100.0	100.0
事業税	個人	394,623,397	365,030,250	70,900	29,522,247	92.5	91.3
	法人	3,244,784,436	3,241,392,600	212,800	3,179,036	99.9	100.2
不動産取得税		708,945,463	619,187,688	1,472,800	(9,855,020) 88,284,975	87.3	91.0
ゴルフ場利用税		1,397,243,750	1,305,173,650	0	92,070,100	93.4	97.5
特別地方消費税		2,299,479	2,244,179	55,300	0	97.6	95.2
自動車税		3,279,260,343	3,099,133,585	4,149,369	175,977,389	94.5	95.0
鉾区税		139,600	139,600	0	0	100.0	100.0
狩猟者登録税		3,601,000	3,601,000	0	0	100.0	100.0
軽油引取税		1,195,400,641	1,102,709,182	0	(92,517,056) 92,691,459	92.2	92.2
入猟税		2,487,500	2,487,500	0	0	100.0	100.0
旧法による税		156,311	0	156,311	0	0.0	0.0
合計		14,416,270,877	12,915,728,564	11,307,927	(102,372,076) 1,489,234,386	89.6	89.4

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を()内書きした。

2 料理飲食等消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、89.6%となっており、前年度同期と比較して0.2ポイント上昇している。

2 収税事務について (社県税事務所)

平成12年度(13年1月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は10人で、その総額は121,803,700円である。

収入の促進になお一層努められたい。

- 3 課税事務について (社県税事務所)
不動産取得税等が、9件、165,800円過大課税、8件、529,000円過少課税となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。
- 4 予算執行について (加西健康福祉事務所)
平成12年度予算で執行すべき使用料及び賃借料(ビジネスホン賃借料)、1件、13,545円
が、平成11年度予算で執行されていた。
適正な予算執行に努められたい。
- 5 経理事務について (西脇健康福祉事務所、三木土地改良事務所)
通勤手当等が、2件、42,263円過大支給、4件、31,500円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

県民生活部

- 経理事務について (西脇健康福祉事務所、三木健康福祉事務所、加西健康福祉事務所)
賃金等が、10件、474,911円過少支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

地域振興部

- 1 工事関係事務について (三木土地改良事務所)
ほ場整備事業の設計が、1件、273,000円過大設計となっていた。
設計に当たり注意されたい。
- 2 工事用取得土地の登記事務について (社土地改良事務所)
平成13年1月末現在における工事用取得土地のうち、未登記筆数は、2筆(換地処分によ
り登記される筆数及び登記留保承認筆数を除く。)である。
登記事務の促進に努められたい。
- 3 経理事務について (社土地改良事務所)
工事用取得土地の売買代金は、売買契約によると、登記完了後に支払うこととなってい
るのに、登記完了前に27筆(8,825,832円)の支払いが行われていた。
厳正な事務処理に努められたい。

県土整備部

- 1 工事関係事務について (社土木事務所)
道路改良工事の設計が、1件、428,400円過少設計となっていた。
設計に当たり注意されたい。

- 2 占・使用許可事務について (社土木事務所)
道路占用料が、2件、9,060円過大徴収、1件、28,540円過少徴収となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

- 3 予算執行について (社土木事務所)
河川環境整備工事において、各年度の支払限度額を平成11年度0円、平成12年度20,475,000円としているのに、11年度予算で前払金8,000,000円を支払い、全額を返納させていた。
厳正な予算執行に努められたい。

- 4 経理事務について (社土木事務所)
公衆街路灯の契約種別で支払うべき道路照明灯等の電気料金を、割高な従量電灯の契約種別で支払っているものが、4件あった。
事務処理に当たり注意されたい。

企画管理部

1 県税の調定及び徴収状況について (上郡県税事務所、龍野県税事務所)

平成12年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収割合	前年度同期の割合
税目		円	円	円	円	%	%
県民税	個人	4,600,360,522	2,878,056,828	8,043,610	1,714,260,084	62.6	63.0
	法人	603,594,274	598,116,155	19,990	5,458,129	99.1	99.6
	利子割	121,893,294	121,893,294	0	0	100.0	100.0
	個人	382,841,084	344,636,621	113,200	38,091,263	90.0	90.6
	法人	2,769,340,772	2,770,332,690	0	991,918	100.0	100.4
不動産取得税	747,451,823	636,137,822	1,302,570	(17,871,715) 110,011,431	85.1	87.4	
ゴルフ場利用税	529,980,500	495,387,800	0	34,592,700	93.5	93.5	
特別地方消費税	17,799,541	11,496,934	0	6,302,607	64.6	85.0	
自動車税	4,140,998,844	3,944,482,819	4,755,509	191,760,516	95.3	95.6	
鉾区税	1,285,000	1,215,400	0	69,600	94.6	100.0	
狩猟者登録税	7,581,900	7,581,900	0	0	100.0	100.0	
軽油引取税	7,898,136,880	6,474,221,784	0	(1,422,993,846) 1,423,915,096	82.0	81.6	
入猟税	5,365,100	5,365,100	0	0	100.0	100.0	
合計		21,826,629,534	18,288,925,147	14,234,879	(1,440,865,561) 3,523,469,508	83.8	83.6

(注) 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を () 内書きした。

徴収割合は、83.8%となっており、前年度同期と比較して0.2ポイント上昇している。

2 収税事務について (上郡県税事務所、龍野県税事務所)

平成12年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納者は9人で、その総額は78,755,499円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

3 課税事務について (上郡県税事務所、龍野県税事務所)

個人事業税等が、9件、388,703円過大課税、12件、146,975円過少課税となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

4 経理事務について (龍野県税事務所、龍野健康福祉事務所、上郡土木事務所、龍野土木事務所)

(1) 通勤手当等が、2件、17,800円過大支給、12件、146,031円過少支給となっていた。

(2) (節)賃金で支出すべき臨時的任用職員の賃金、2件、386,530円が、(節)報酬で支出されていた。

事務処理に当たり注意されたい。

県民生活部

経理事務について (龍野健康福祉事務所)

特殊勤務手当が、2件、5,012円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

地域振興部

経理事務について (龍野農林振興事務所)

賃金が、1件、57,550円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

県土整備部

1 工事関係事務について (上郡土木事務所、龍野土木事務所)

道路改良工事等の設計が、2件、181,650円過大設計、3件、2,482,034円過少設計となっていた。

設計に当たり注意されたい。

2 工事用取得土地の登記事務について (上郡土木事務所)

平成12年12月末現在における工事用取得土地のうち、未登記筆数は、6筆(登記留保承認筆数を除く。)である。

登記事務の促進に努められたい。

3 占・使用許可事務について (上郡土木事務所、龍野土木事務所)

道路占用料が、5件、274,280円過大徴収となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

4 収入の促進について (上郡土木事務所)

平成12年度(12月末現在)における港湾施設占用料等の収入未済額は、24件、6,538,827円で、うち滞納繰越分は、7件、4,042,307円である。

収入の促進になお一層努められたい。

5 予算執行について (龍野土木事務所)

平成11年度予算の不足を補うため、基幹市町道整備工事の箇所別精算において、支払済みの工事前払金の一部242,550円を返納させていた。

厳正な予算執行に努められたい。

6 経理事務について (上郡土木事務所、龍野土木事務所)

(1) 建物賃貸料が、2件、147,600円過少徴収となっていた。

(2) 勤勉手当が、1件、12,489円過大支給となっていた。

(3) 公衆街路灯の契約種別で支払うべき道路照明灯等の電気料金を、割高な従量電灯の契約種別で支払っているものが、9件あった。

事務処理に当たり注意されたい。

県立看護大学 (平.13. 5. 8)

経理事務について

通勤手当が、1件、8,400円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

県民生活部関係

県立西播磨文化会館 (平.13. 5.14)

県立東播磨生活科学センター (平.13. 5.16)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

中央こどもセンター (平.13. 5. 8)

収入の促進について

平成12年度(13年1月末現在)における児童福祉施設弁償金等の収入未済額は、743件、12,084,450円で、うち滞納繰越分は、577件、8,630,027円である。

収入の促進になお一層努められたい。

県立明石学園 (平.13. 5.16)

食肉衛生検査センター (平.13. 5.15)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

県立のじぎく療育センター (平.13. 5.11)

1 利用状況について

平成12年度(13年1月末現在)における当療育センターの利用状況を前年度同期と比較すると次表のとおりである。

区 分	外 来 患 者		入 院 患 者					
	延べ人員	1日 平均	延べ人員	1日 平均	病 床 数		病 床 利 用 率	
					許可 病床	稼働 病床	許可病床数 に対する率	稼働病床数 に対する率
平成 12 年度 (13年 1 月末)	人 17,962	人 88	人 26,360	人 86	床 220	床 162	% 39.2	% 53.2
平成 11 年度 (12年 1 月末)	17,764	88	29,564	97	220	162	43.9	59.6
差引増減()	198	0	3,204	11	0	0	4.7	6.4

2 診療報酬請求事務について

診療報酬の請求が、3件、72,130円過大請求、1件、4,750円過少請求となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

農林水産部関係

県立森林・林業技術センター (平13. 5.14)

経理事務について

農林水産施設生産物売払収入が、10件、33,933円過少収入となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

県立水産試験場 (平13. 5.15)

経理事務について

児童手当が、1件、5,000円過大支給となっていた。
事務処理に当たり注意されたい。

県立中央農業技術センター (平13. 5.11)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

教育委員会関係

東播磨教育事務所 (平.13. 5. 8)

収入の促進について

平成12年度(13年1月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済額は、1,965件、140,893,100円で、うち滞納繰越分は、1,451件、99,632,860円である。

収入の促進になお一層努められたい。

県立教育研修所 (平.13. 5.17)

県立図書館 (平.13. 5.15)

県立嬉野台生涯教育センター (平.13. 5.17)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

農業高等学校 (平.13. 5.16)

1 授業料の徴収状況について

平成12年度(13年1月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、82.8%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、14件、126,000円である。

納期内納付の促進に努められたい。

2 経理事務について

勤勉手当が、1件、11,788円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

三木北高等学校 (平.13. 5.18)

経理事務について

児童手当が、1件、10,000円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

三木東高等学校 (平.13. 5.18)

授業料の徴収状況について

平成12年度(13年1月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、15件、135,000円である。

納期内納付の促進に努められたい。

松陽高等学校 (平.13. 5.15)

1 授業料の徴収状況について

平成12年度(13年1月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、15件、103,500円である。

納期内納付の促進に努められたい。

2 経理事務について

勤勉手当が、1件、18,024円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

龍野実業高等学校 (平.13. 5.16)

1 経理事務について

旅費が、2件、6,000円過大支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

2 盗難について

平成12年11月18日にパーソナルコンピューター式が盗まれていた。

盗難の防止に努められたい。

太子高等学校 (平.13. 5.16)

経理事務について

財産使用料が、5件、5,735円過大徴収となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

明石高等学校 (平.13. 5.16)

明石南高等学校 (平.13. 5.16)

錦城高等学校 (平.13. 5.16)

明石北高等学校 (平.13. 5.16)

明石城西高等学校 (平.13. 5.16)

明石清水高等学校 (平.13. 5.16)

明石西高等学校 (平.13. 5.16)

加古川北高等学校 (平.13. 5.16)

加古川東高等学校 (平.13. 5.16)

加古川西高等学校 (平.13. 5.15)

加古川南高等学校 (平.13. 5.16)

東播工業高等学校 (平.13. 5.16)

西脇高等学校 (平.13. 5.18)

西脇北高等学校	(平.13. 5.18)
西脇工業高等学校	(平.13. 5.18)
三木高等学校	(平.13. 5.18)
高砂高等学校	(平.13. 5.15)
高砂南高等学校	(平.13. 5.16)
東播磨高等学校	(平.13. 5.16)
播磨南高等学校	(平.13. 5.16)
小野高等学校	(平.13. 5.17)
小野工業高等学校	(平.13. 5.17)
吉川高等学校	(平.13. 5.18)
社高等学校	(平.13. 5.17)
多可高等学校	(平.13. 5.18)
北条高等学校	(平.13. 5.18)
播磨農業高等学校	(平.13. 5.18)
相生高等学校	(平.13. 5.16)
相生産業高等学校	(平.13. 5.16)
龍野高等学校	(平.13. 5.16)
新宮高等学校	(平.13. 5.16)
赤穂高等学校	(平.13. 5.16)
上郡高等学校	(平.13. 5.16)
佐用高等学校	(平.13. 5.16)
山崎高等学校	(平.13. 5.14)
伊和高等学校	(平.13. 5.14)
千種高等学校	(平.13. 5.16)
のじぎく養護学校	(平.13. 5.16)
いなみ野養護学校	(平.13. 5.16)
北はりま養護学校	(平.13. 5.18)
播磨養護学校	(平.13. 5.16)
赤穂養護学校	(平.13. 5.16)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

公安委員会関係

相生警察署 (平.13. 5.16)

物品の損傷について

平成12年9月5日に衝突事故により、公用車1台を損傷していた。

物品の管理に留意されたい。

明石警察署	(平.13. 5.16)
三木警察署	(平.13. 5.18)
社警察署	(平.13. 5.17)
加西警察署	(平.13. 5.18)
西脇警察署	(平.13. 5.18)
加古川警察署	(平.13. 5.16)
高砂警察署	(平.13. 5.15)
龍野警察署	(平.13. 5.16)
赤穂警察署	(平.13. 5.16)
佐用警察署	(平.13. 5.16)
山崎警察署	(平.13. 5.14)

事務処理は、おおむね適正と認められた。

行政監査の結果

(高額機器の取得、利用・管理)

第1 監査対象テーマ及び選定理由

1 テーマ 高額機器の取得、利用・管理

2 テーマ選定理由

県の試験研究機関等では、科学技術の急速な進展、産業技術の高度化に伴い、先端的試験研究や調査研究等のために高額機器の整備が進められており、また、県立病院においても、医療の高度化に伴い、県民医療のために、高性能、高機能の高額医療機器の整備が進んでいるところである。

これらの高額機器は、多額の予算の執行をとおして取得されることから、県民の財産として取得された機器が、予算の効率的執行の見地から有効に使用されることが、県民からもより一層求められている。

そこで、高額機器の取得、利用・管理について、効率性、有効性等の観点から監査を実施することとした。

第2 監査の概要

1 実施時期

平成12年11月から13年5月

2 監査対象機器及び監査対象機関

(1) 監査対象機器

財務規則（昭和39年規則第31号）においては、購入価格200万円以上の備品等を重要物品としているが、対象となる機器数を勘案して、機器の利用・管理については、平成11年4月1日現在、県が保有している1,000万円以上の医療機械（公営企業会計を適用している県立10病院については、県立病院医療機器評価管理実施要領に基づく医療機械）、理化学機械及び計測機械、工作機械を監査の対象とした。

なお、機器の取得については、平成11年度に取得した1,000万円以上の機器数が少ないことから、取得価格200万円以上の機器を監査の対象とした。

(2) 監査対象機関

監査対象とした医療機械、理化学機械及び計測機械、工作機械の所在等を勘案し、試験研究機関、大学、病院のうち次の23機関を対象とした。

〔監査対象機関〕

区分	部局名	監査対象機関	
試験研究機関等	試験研究機関 (8)	県民生活部	県立衛生研究所、県立生活科学研究所、県立公害研究所
		産業労働部	県立工業技術センター
		農林水産部	県立中央農業技術センター、県立北部農業技術センター、 県立森林・林業技術センター、県立水産試験場
	大学 (2)	企画管理部	姫路工業大学、県立看護大学
	病院 (1)	県民生活部	県立のじぎく療育センター
病院事業10 会病 計院	本庁 (1)	産業労働部・ 農林水産部	企画調整局課長（技術政策担当）
		県民生活部	県立病院局経営課
病の 院県 事立 業10	病院 (10)	県民生活部	県立尼崎病院、県立塚口病院、県立西宮病院、県立加古川病院、 県立淡路病院、県立光風病院、県立柏原病院、 県立こども病院、県立成人病センター、県立姫路循環器病センター

（注）1 区分欄の（ ）内は、対象機関の数である。

- 2 平成13年度の組織改正により、産業労働部・農林水産部企画調整局課長（技術政策担当）は、産業労働部科学・情報局科学技術政策課室長（産業技術担当）に改組された。
- 3 県民生活部県立病院局経営課については、公営企業会計（病院事業会計）の県立病院の医療機械の購入（90件）にかかる事務処理を監査の対象とした。

3 監査の着眼点

- (1) 機種選定手続は適切か
- (2) 機器の購入手続は適正か
- (3) 機器の購入時期は適当か
- (4) 機器の管理は適切か
- (5) 機器の利用状況は当初の計画に対してどうか
- (6) 機器の相互利用等は図られているか
- (7) 機器の外部開放は適切に行われているか
- (8) 機器の処分は適正か

第3 監査の結果

1 高額機器の取得、利用・管理の状況

(1) 監査対象機器の概要

ア 県が保有する重要物品等の状況

(ア) 一般会計及び特別会計で取得した重要物品の状況

物品は、財務規則第132条第1項で備品、動物、消耗品等に分類され、更に備品、動物のうち購入価格200万円以上のもの等を重要物品とし、車両、建設機械、医療機械、理化学機械及び計測機械、工作機械、事務機械、美術品等、その他、動物に区分されている。

平成11年度の歳入歳出決算書附属書類の財産に関する調書に記載されている一般会計及び特別会計で取得した重要物品（車両及び動物を除く。）を部局別に整理すると次表のとおりであり、全部局では物品数で6,160、金額で49,922,578千円である。このうち、医療機械、理化学機械及び計測機械、工作機械は、物品数で2,521、金額で22,900,538千円であり、全物品のうち、物品数で40.9%、金額で45.9%を占めている。

〔一般会計及び特別会計で取得した重要物品（車両及び動物を除く。）〕

区分 部局	建設機械	医療機械	理化学・計測機械	工作機械	事務機械	美術品等	その他購入価格	合計
							200万円以上 のもの	
企画管理部		23	659	12	357	165	298	1,514
県民生活部	1	344	410	5	18	934	155	1,867
産業労働部	1		323	174	33	23	78	632
農林水産部	48	1	180	9	5	5	108	356
県土整備部	4		37		25	8	93	167
阪神・淡路大震災復興本部					22	3	9	34
出納事務局					1	3		4
議会事務局						13	3	16
教育委員会	37	3	95	230	31	128	700	1,224
警察本部	3		16		69	15	243	346
合計	94	371	1,720	430	561	1,297	1,687	6,160
		2,521						
金額	226,305	2,850,732	17,615,854	2,433,952	5,525,433	1,980,705	19,289,597	49,922,578
(単位：千円)		22,900,538						

(イ) 病院事業会計で取得した器械備品の状況

病院事業会計においては、帳簿原価10万円以上のものを器械備品として管理しており、これを病院別に整理すると次表のとおりであり、器械備品数で17,845、金額で36,610,498千円である。

〔病院事業会計で取得した器械備品〕

機関名	帳簿原価10万円以上	
	器械備品数	金額
尼崎病院	2,161	5,423,565千円
塚口病院	1,275	2,778,502
西宮病院	1,362	3,701,401
加古川病院	2,745	2,468,984
淡路病院	1,814	4,081,676
光風病院	314	479,816
柏原病院	2,873	2,512,147
こども病院	1,689	3,587,087
成人病センター	1,988	5,221,947
姫路循環器病センター	1,624	6,355,373
合計	17,845	36,610,498

イ 監査対象機器の状況

監査の対象とした取得価格1,000万円以上の高額機器を機器の種別、保有する機関ごとに整理したものが次表である。

平成11年度において、試験研究機関等が保有している1,000万円以上の機器は、医療機械9機器、理化学機械及び計測機械275機器、工作機械24機器、合計308機器、11,312,951千円（11年度中に処分した6機器、107,647千円を含む。）であり、200万円以上の重要物品（医療機械、理化学機械及び計測機械、工作機械）に占める割合は、物品数で12.2%であるが、金額では49.4%を占めている。

また、病院事業会計の県立10病院が保有している1,000万円以上の機器は、医療機械（県立病院医療機器評価管理実施要領に基づく対象機器）267機器、12,508,943千円（11年度中に処分した13機器、496,669千円を含む。）であり、帳簿原価10万円以上の器械備品に占める割合は、備品数で1.5%であるが、金額では34.2%を占めている。

なお、機器の取得については、200万円以上の機器を監査対象としているが、平成11年度に取得した200万円以上の機器は、医療機械94機器（うち1,000万円以上20機器）、理化学機械及び計測機械50機器（うち1,000万円以上16機器）、工作機械3機器（うち1,000万円以上なし）合計147機器である。

〔行政監査対象機器〕

区分 機関名		医療機械			理化学・計測機械			工作機械			合計			監査対象機 器(1千万円以上) の金額 (単位:千円)
		1千万円以上の機器 平成11 年度まで の取得	左のうち 11年度 に取得	11年度の 取得(2百 万円~1千 万円未満)										
試験 研究 機関 等	姫路工業大学				119	14	30				119	14	30	6,738,524
	看護大学	1									1			19,483
	衛生研究所	1			15	1	1				16	1	1	363,735
	生活科学研究所				2						2			21,954
	公害研究所				15		1				15		1	389,039
	のじぎく療育センター	7	1								7	1		159,489
	工業技術センター				103	1	2	22		3	125	1	5	3,081,450
	中央農業技術センター				5						5			82,908
	北部農業技術センター				1						1			14,935
	森林・林業技術センター				6			2			8			167,060
	水産試験場				2						2			27,389
	産業労働部・農林水産部 企画調整局課長(技術政 策担当)				7						7			246,985
	小計	9	1		275	16	34	24		3	308	17	37	11,312,951
病の 院県 事立 業10 会病 計院	尼崎病院	45	2	14						45	2	14	1,824,009	
	塚口病院	24	3	7						24	3	7	1,211,487	
	西宮病院	27		6						27		6	1,247,915	
	加古川病院	15	1	5						15	1	5	866,775	
	淡路病院	31	2	11						31	2	11	1,472,250	
	光風病院	3								3			62,269	
	柏原病院	20	1	8						20	1	8	856,000	
	こども病院	18	1	1						18	1	1	1,003,605	
	成人病センター	49	5	12						49	5	12	2,116,448	
	姫路循環器病センター	35	4	10						35	4	10	1,848,185	
小計	267	19	74						267	19	74	12,508,943		
(22機関:本庁を1含む) 合計	276	20	74	275	16	34	24		3	575	36	111	23,821,894	

ウ 機器の取得年度別の状況

平成11年度中に取得した36機器を除く、取得価格1,000万円以上の539機器の取得年度別の状況は、次表のとおりである。

機器の取得後10年を経過しているもの（昭和63年度以前の取得分）は133機器（うち15機器については、平成11年度中に廃棄）あり、20年を経過しているもの（昭和53年以前の取得分）も4機器ある。

なお、最も古い機器は、県立工業技術センターが昭和49年に取得した電子スピン共鳴装置（平成12年度中に廃棄）及び電子ビーム溶接機である。

〔機器の取得年度別状況〕

年度 機関名	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
姫路工業大学							1	1	1		1	3		7	8	5	10	8	7	12	11	5	8	10	7	105
看護大学																			1							1
衛生研究所 生活科学研究 所							1										1	1		4	1	4	1		2	15
公書研究所 のじぎく療育 センター					1																	1				2
工業技術セン ター	2			1		1		2	7	6	4	3	6	7	8	8	5	8	6	8	6	9	4	12	11	124
中央農業技術 センター													3											1	1	5
北部農業技術 センター																				1						1
森林・林業技 術センター																						3	2	3		8
水産試験場 産業労働部・農林水産部 企画調整局 課長 (技術政策担当)						1							1												7	7
尼崎病院							1				1	1	13		1		3	2	4	2	2	3	6	2	2	43
塚口病院												1	1	1		2	1	2	1	3	1	3	1	3	1	21
西宮病院												1	1	2		2	2	1	10	1	2	1	3		1	27
加古川病院												1		1			1		1	2	2	1	1	2	2	14
淡路病院										1					3	2	6	2	4	2		3	3	1	2	29
光風病院																		1				2				3
柏原病院										1				1	1	2		1		2	2	2	2	3	2	19
こども病院 成人病センタ ー													1	1	2	1		1		1	8	2				17
姫路循環器病 センター								1			5		1	2		1	4	3	5	7	5	3	3	2	2	44
						3	2				1		1	2	1	2	3	3	1	2	1	3	2	2	2	31
合計	2			1	1	2	6	5	9	9	12	9	27	22	28	26	39	35	39	51	45	48	36	42	45	539
	昭.49~53 (5年)					昭.54~58 (5年)					昭.59~63 (5年)					平.元~5 (5年)					平.6~10 (5年)					
	4					31					98					190					216					

(注) 尼崎市から借受けている機器について、内書きした。

(2) 機器の購入手続

機器の購入に当たっては、各機関に設置された機種選定委員会において、当該機器の必要性、主な仕様の条件及び設定理由、仕様条件該当機種、他機関の設置状況等の調査・検討が行われ、機種の決定が行われている。なお、病院事業においては、各病院から提出された高額医療器械取得希望調書に基づき一般競争入札に付すべき3,200万円以上の機器の取得について県立病院仕様策定委員会が開催され、仕様の策定が行われている。

また、1件の契約予定金額が1,000万円以上の機器の購入に係る入札に当たっては、入札参加者審査会が開催されている。

平成11年度に取得した200万円以上の機器は、147機器であるが、この中には、寄附により取得した機器が11機器、借受けている機器が3機器含まれている。

これらを除いた133機器（購入により取得した機器）の機種選定及び入札の状況は、次表のとおりである。

機器によっては複数機種を選定することが難しいものもあるが、機器の購入に当たって複数機種の選定が行われたのは19機器で、他の114機器は1機種のみを選定となっている。

また、1機種のみを選定となっている114機器のうち78機器（一般競争入札、指名競争入札及び政令第6号による随意契約〔不落随契〕の合計）の購入に当たっては、複数業者による入札を実施しているが、なお、36機器の購入は、製造者直接販売、単一代理店販売という理由により、一者による随意契約が行われている。

〔機種選定及び入札の状況〕

機 関 名	機種の選定		一般競争 入 札	指名競争 入 札	随 意 契 約		合 計
	2機種以上	1機種のみ			第2号	第6号	
姫路工業大学	3	30		1	30	2	33
衛生研究所		2			1	1	2
公害研究所		1		1			1
のじぎく療育センター		1			1		1
工業技術センター	2	4		2	4		6
尼崎病院	3	12	1	10		4	15
塚口病院	2	6	1	4		3	8
西宮病院		6		2		4	6
加古川病院	1	5	1	2		3	6
淡路病院	2	11	1	6		6	13
柏原病院	1	8	1	6		2	9
こども病院		2		2			2
成人病センター	3	14	1	11		5	17
姫路循環器病センター	2	12	1	9		4	14
合 計	19	114	7	56	36	34	133

(注) 随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は第6号に該当していた。第2号とは、性質や目的が競争入札に適さないもので、第6号は、競争入札に付し落札者がいないときに行う随意契約である。

(3) 機器の購入時期

平成11年度に購入された133機器の購入時期は、次表のとおりである。

機器の購入は、第4四半期での購入が114機器で、全体の85.7%を占めており、第1四半期での購入機器はない。

〔機器の購入時期〕

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	備考	
姫路工業大学		1	2	30	33	(15)	
衛生研究所				2	2		
公害研究所				1	1		
のじぎく療育センター		1			1		
工業技術センター				6	6	(6)	
尼崎病院				15	15	機器購入の財源は、起債である。	
塚口病院			3	5	8		
西宮病院				6	6		
加古川病院				6	6		
淡路病院			2	11	13		
柏原病院				9	9		
こども病院			1	1	2		
成人病センター			4	13	17		
姫路循環器病センター			5	9	14		
合計		2	17	114	133		(21)

(注) 備考欄に国庫等の補助を受けて購入した件数を()書きした。

(4) 機器の稼働状況

ア 平成11年度の稼働状況

平成10年度までに取得した539機器の平成11年度中の稼働状況は、次表のとおりである。

年間稼働日数が101日以上のものは319機器で、全体の59.2%を占めている反面、稼働日数が50日以下の機器が136機器（全体の25.2%）ある。

この中には、稼働日数20日以下（月1～2日の稼働）の機器が63機器あり、そのうち全く稼働していない機器が19機器ある。

〔機器の稼働状況〕

区分 機関名	200日以上	200日未満 ～101日	100日以下 ～51日	50日以下 ～21日	20日以下 ～11日	10日以下 ～1日	0日	合計
姫路工業大学	26	35	19	13	4	3	5	105
看護大学				1				1
衛生研究所	10	4					1	15
生活科学研究所			1		1			2
公害研究所	4	5	3	3				15
のじぎく療育センター	2	2			1	1		6
工業技術センター	1	28	33	40	5	15	2	124
中央農業技術センター		1		4				5
北部農業技術センター			1					1
森林・林業技術センター			2	2	3	1		8
水産試験場			1	1				2
産業労働部・農林水産部 企画調整局課長(技術政策担当)						6	1	7
尼崎病院	26	8	3	2			4	43
塚口病院	14	4	2	1				21
西宮病院	18	8	1					27
加古川病院	8	3	3					14
淡路病院	16	4	6				3	29
光風病院	2			1				3
柏原病院	10	3	2	2	1	1		19
こども病院	12	3	1				1	17
成人病センター	30	5	3	3		1	2	44
姫路循環器病センター	22	5	3			1		31
(22機関：本庁を1含む) 合計	201	118	84	73	15	29	19	539
					63			

稼働日数が50日以下の136機器について、稼働日数が少ない理由別に分類整理したものが次表である。

機器の導入目的である試験研究が終了したこと等による利用の減少が41機器、特殊な利用・研究に使用されるため等、機器の特殊性による利用の減少が38機器、故障及び老朽化によるものが28機器等である。

また、稼働日数が20日以下の機器に限ってみると、機器の故障及び老朽化を理由とするものが20機器で、全体の31.7%を占めている。

〔稼働日数が50日以下の機器の理由別内訳〕

稼働日数が50日以下の理由		稼働日数が50日以下の機器		
		50日 ~21日	20日 ~0日	合計
故障及び老朽化	故障中	0	2	2
	修理に長期間を要したため	2	1	3
	老朽化による機能低下	5	7	12
	老朽化等により処分又は処分予定	1	10	11
	小計	8	20	28
利用の減少	依頼試験が少ないため	6	6	12
	共同研究が少ないため	1	2	3
	研究担当者が異動したため	4	3	7
	導入目的の試験研究が終了したため	10	3	13
	代替機器の導入があったため	2	3	5
	測定データ解析ソフトが不十分なため	0	1	1
	小計	23	18	41
機器の特殊性	加工、培養・試験試料作成用	3	3	6
	特殊な利用・研究に使用されるため	23	3	26
	使用時期が限定されるため	4	0	4
	機器に使用する材料等が高額なため	1	1	2
	小計	31	7	38
医療機器	バックアップ用又は補完用	1	5	6
	手術用の機器として必要なもの	5	5	10
	小計	6	10	16
その他	新規導入に伴う機器の調整等のため	3	8	11
	その他	2	0	2
	小計	5	8	13
合計		73	63	136

イ 当初計画に対する稼働状況

病院事業会計の県立10病院については、医療機器の効率的な利用を促進するため、県立病院医療機器評価管理実施要領に基づき、平成3年度から機器の評価管理が組織的に行われている。

機器の評価管理は、重点評価と一般評価に分かれ、重点評価は、CT（コンピューター断層撮影装置）、MRI（磁気共鳴コンピューター断層撮影装置）等の放射線機器及び初期導入時の稼働状況を把握するため直近の2年間に取得した1,000万円以上の機器を対象に、また、一般評価は、重点評価機器を除く1,000万円以上の機器を対象に、利用件数、稼働状況等について一定期間ごとに評価、検討が行われている。平成11年度の重点評価対象機器は83機器であり、一般評価対象機器は165機器である。

評価対象機器の稼働状況はおおむね良好であるが、導入時の当初計画に対して平成11年度の稼働実績が70%未満の機器が、次表のとおり10機器（重点評価対象機器）ある。

この中には、県立淡路病院のX線骨密度測定装置、県立柏原病院の硝子体手術装置のように、平成10年度に取得したにもかかわらず、稼働率が16.0%、33.7%と低率であるものや、また、県立尼崎病院のガンマカメラ（昭和61年度取得）県立こども病院の磁気共鳴コンピューター断層撮影装置、リニアック、ガンマカメラ（いずれも平成6年度取得）のように、年度計画が当初計画の半分以下に変更されているものがある。

〔当初計画に対し稼働実績が70%以下の機器（病院事業）〕

区分 機関名	機器名	取得年月	経過年数 12.3末	耐用 年数	取得金額 (単位:千円)	当初計画	年度計画	11年度実績	当初計画に対する
						1日当たり 延診療人員	1日当たり 延診療人員	1日当たり 延診療人員	達成率 11年度稼働日数
尼崎病院	ガンマカメラ	昭.61. 8	13年	6年	61,500	5.4	2.5	1.4	25.9%
	体外衝撃波結石破碎装置	平. 6. 3	6	6	59,650	-	618	328	232日
西宮病院	リニアック	平. 2. 3	10	6	71,400	8.0	8.6	5.2	65.0%
						-	103	63	69日
加古川病院	ライナック	昭.63. 3	12	6	55,000	20.0	15.0	11.2	56.0%
						-	3,645	2,729	243日
淡路病院	X線骨密度測定装置	平.11. 3	1	6	18,940	10.0	10.0	1.6	16.0%
						-	1,000	156	92日
柏原病院	硝子体手術装置	平.11. 1	1	5	18,680	8.3	8.3	2.8	33.7%
						-	100	34	32日
こども病院	コンピューター断層撮影装置	平.元.12	10	6	75,750	9.5	6.3	5.4	56.8%
						-	1,544	1,329	244日
	磁気共鳴コンピューター断層撮影装置	平. 6. 9	5	6	206,647	10.0	4.5	4.4	44.0%
						-	1,103	1,074	244日
リニアック	平. 6. 9	5	6	146,000	9.7	1.5	0.6	6.2%	
					-	368	169	244日	
ガンマカメラ	平. 6. 9	5	6	77,350	4.4	2.0	2.0	45.5%	
					-	490	498	244日	

なお、県立工業技術センターでは、県立病院を除く他の機関に先駆けて平成11年度から機器の評価管理のため、年度計画を策定して進行管理を行っているが、計画に対する稼働実績が70%以下のものが、次表のとおり9機器ある。

〔年度計画に対し稼働実績が70%以下の機器（県立工業技術センター）〕

機 器 名	取得年月	経過年数 12.3末	耐用 年数	取得金額 (単位:千円)	年度計画 (稼働日数)	11年度実績	年度計画に対する 達成率
近赤外フーリエ変換ラマン分光装置	平. 7. 12	4年	10年	17,400	40日	24日	60.0%
レーザー加工機	昭.60. 1	15	10	31,200	50	33	66.0
顕微鏡画像解析システム	平.11. 1	1	10	17,630	50	35	70.0
高周波誘導溶解装置	昭.59. 1	16	10	18,000	10	7	70.0
薄膜試料作製機	昭.61. 3	14	10	28,700	15	3	20.0
化学気相析出装置	平.元. 3	11	10	18,080	15	3	20.0
測光干渉式形状測定装置	昭.63. 3	12	10	20,000	50	10	20.0
ファクション開発システム	昭.61.10	13	10	57,900	15	5	33.3
電子ビーム溶接機	昭.49.12	25	10	33,000	24	2	8.3

(5) 機器の保守管理・修繕

機器を常に良好な状態に保っておくためには、場合によっては専門的な保守管理を必要とする機器もある。

監査対象とした539機器（平成11年度中に取得した機器を除く。）のうち、保守管理委託契約を締結して保守管理を行っている機器は、試験研究機関等で23機器、病院事業会計の県立10病院で12機器、合計35機器ある。

また、平成11年度において保守管理委託契約を締結した機器以外で、1件100万円以上の修繕費を執行した機器も24機器ある。

これらの機器のうち、同種の機器について保守管理委託を行っている機関と修繕費で対応している機関とが見受けられた。

すべての病院（のじぎく療育センターを含む11病院）で設置されているコンピューター断層撮影装置（CT）と多くの試験研究機関等で設置されている走査型電子顕微鏡について、保守管理委託等の状況を整理したものが次表である。

コンピューター断層撮影装置の保守管理及び修繕は、保守業務一式を委託している病院を除き、いずれもCT管球の保守・取替えであり、保守管理委託を行っているのは4病院（一部の機種について修繕費で対応している1病院を含む。）機器の故障の都度、修繕を行っているのは7病院（うち平成11年度にCT管球が切れたため、取替えを行ったのは4病院）である。

走査型電子顕微鏡は、5つの試験研究機関等で設置されているが、保守管理委託を行っているのは2機関であり、他の3機関は保守管理委託を行っておらず、トラブルの際は修繕費で対応することとしている。なお、平成11年度は県立生活科学研究所のみ修繕費を執行している。

〔機器の保守管理・修繕の状況〕

機器の 名称	保守管 理委託	機 関 名	委 託 金 額	修 繕 費	備 考
コ ン ピ ユ ー タ ー 断 層 撮 影 装 置	有	淡路病院(1)	17,841,600円	- 円	保守業務一式の委託 C T管球保守の委託
		光風病院(1)	1,764,000	-	
		柏原病院(1)	8,190,000	-	
		成人病センター(1)	4,701,060	-	
	無	尼崎病院(2)	-	-	1 修繕費は、1件当たり100万円以上のものを記載した。 2 成人病センター及び姫路循環器病センターの各2台のうち1台については、1件100万円以上の修繕費の執行がない。
		塚口病院(2)	-	8,190,000	
			-	10,122,000	
		西宮病院(2)	-	-	
		加古川病院(1)	-	10,122,000	
		こども病院(1)	-	-	
成人病センター(2)	-	10,164,000			
姫路循環器病センター(2)	-	13,923,000			
のじぎく療育センター(1)	-	4,300,000			
走 査 型 電 子 顕 微 鏡	有	工業技術センター(3)	1,118,000	-	
			472,500	-	
			525,000	-	
		森林・林業技術センター(1)	945,000	-	
	無	姫路工業大学(3)	-	0	
		生活科学研究所(1)	-	144,690	点検整備
	水産試験場(1)	-	0		

(注) 1 「機関名」欄の()内は機器の台数である。

2 光風病院及び成人病センターは、11年度の途中から保守の委託契約をしているので、委託金額は年額に換算して記載した。

(6) 機器の相互利用等

大学、試験研究機関の一部では、次表のとおり機器の相互利用等が行われている。

相互利用等は、姫路工業大学と県立工業技術センターのグループ、県立公害研究所と県立衛生研究所のグループ、県立中央農業技術センター及び県立北部農業技術センターと農業改良普及センターのグループに大別される。

県立生活科学研究所においては、製造物責任法関連事案に限られるが、県立公害研究所、県立工業技術センター等9試験研究機関と各分野の専門的立場からの技術的協力に関する申合せ事項を定め、施設・機器利用等が行えるようにしている。

〔機器の相互利用等〕

区分 機関名	他機関の名称	備考
姫路工業大学	学内の相互利用	1 衛生研究所は、公害研究所の質量分析計を利用して、年に数回ダイオキシンを分析している。 2 生活科学研究所は、製造物責任法関連事案について、専門技術情報、設備・機器の利用等、事故原因究明のための技術的協力を各試験研究機関等に要請している。
工学部	工業技術センター	
理学部		
衛生研究所	公害研究所	
公害研究所	衛生研究所	
生活科学研究所	衛生研究所、公害研究所、工業技術センター、中央農業技術センター、北部農業技術センター、淡路農業技術センター、森林・林業技術センター、水産試験場、兵庫県警科学捜査研究所	
工業技術センター	姫路工業大学、(財)新産業創造研究機構	
	各部及び各指導所間での相互利用	
中央農業技術センター	各農業改良普及センター	
北部農業技術センター	各農業改良普及センター	

(7) 機器の外部開放

県立工業技術センター及び産業労働部・農林水産部企画調整局課長（技術政策担当）では、次表のとおり機器の外部開放を実施している。

県立工業技術センターでは、従来から、保有する機器のうち一部の測定機、加工機を開放し、一般の利用に供してきたが、企業における研究開発・技術開発の効率を高めるため、平成11年4月から高度な分析機器、測定機器、加工機についても開放している。

また、技術政策担当では、県立先端科学技術支援センターに各種の試験・分析機器を備えた開放型試験・分析室を整備し、平成11年8月から一般の利用に供することにより、県下中小企業の先端的な技術研究開発を支援している。

なお、これら以外に、県立生活科学研究所では、施設の使用を許可（有料）することにより、部屋に設置された機器の無料開放を行っている。

〔外部開放機器の設置場所及び対象機器〕

設 置 場 所	機 器 名	
工業技術センター (神戸)	原子吸光分光分析装置他34機器	
	県立先端科学技術支援センター	X線光電子分光分析装置他3機器
	機械金属工業指導所	走査型電子顕微鏡他6機器
	繊維工業指導所	風合い計測システム他5機器
	皮革工業指導所	フーリエ変換赤外分光光度計他6機器
技策 術担 政当	県立先端科学技術支援センター（開放型・試験分析室）	飛行時間型質量分析システム他6機器

（注） 機器により使用料は異なるが、1時間当たり950円～13,050円である。なお、機器の操作方法を初心者が習得するための受講料は、12,850円～211,000円である。

(8) 機器の処分

機器を処分する場合、物品管理者は、財務規則第150条に基づき処分の決定（病院事業の場合は、病院財務規則に基づき病院長が処分を決定）をすることとなっており、平成11年度で老朽化を理由に処分した19機器については、適正に事務手続が行われていた。

2 監査の結果及び意見

高額機器の取得、利用・管理について監査を実施した結果、県民の貴重な財産であるこれらの機器は、おおむね適正に取得、利用・管理がなされており、予算の効率的な執行の見地からも導入目的に従った利用や活用がなされている。

しかしながら、高額機器の取得、利用・管理に当たり留意・改善を要する事項も見受けられたので、以下に記述する。

(1) 機器の取得に当たり留意・改善すべきこと

ア 機器の導入に当たり検討すべきこと

機種選定委員会では、機器の導入の必要性、使用計画、仕様等の検討がなされ、機種の決定が行われているが、特に、試験研究機器については、第3-1-(4)-アに記載のとおり、研究目的の達成、研究員の交替によって、利用頻度が低下している機器も見受けられるので、県民の貴重な財産である機器の導入に当たっては、当面の利用計画だけではなく、研究終了後の活用等、中長期的な利用計画も考慮して決定することが望まれる。

イ 機器の購入手続に当たり改善すべきこと

機器の機種選定及び入札状況は、第3-1-(2)に記載のとおりであり、病院事業会計の県立10病院ではすべて複数業者による入札を実施しているが、試験研究機関等においては、一者による随意契約により36機器（不落随契を除く。）の購入が行われており、購入機器数の83.7%を占めている。

試験研究の性質上、専門、特殊目的のために機器を使用することが多く、そのために必要とされる仕様を満足する機種が1機種に限定され、かつ、機器が製造者直接販売である等の制約により一者による随意契約が行われているものであるが、機器購入における透明性、経済性等の観点から、仕様についても可能な限り考慮し、複数の機種の選定、競争入札への努力が望まれる。

ウ 機器の取得時期について配慮すべきこと

機器の取得時期は、第3-1-(3)に記載のとおり、第4四半期に集中しているが、これは、国庫補助の決定を待って購入の手続を行う必要があること、一般競争入札による機器の購入は契約までの手続に時間を要すること、機器によっては納品までにかなりの日数を要すること等の理由によるものであるが、研究等に支障が生ずることのないように適期に機器を取得することについて配慮する必要がある。

また、機器の有効活用の観点から購入時期に制約がないものについては、計画的に事務手続を進めることにより、機器の早期取得に努めることが望まれる。

(2) 機器の利用・管理に当たり留意・改善すべきこと

ア 機器の稼働について検討すべきこと

(ア) 機器の稼働状況は、全体としてはおおむね良好で、適切に活用されているものと認められるが、稼働が低調な機器や全く稼働していない機器があることも事実である。

機器の稼働日数が少ない理由は、第3-1-(4)-アに記載のとおりであるが、県民の貴重な財産であることから、機器の有効活用の方策について十分に検討し、その上で利用の見込みがないものについては、廃棄等の処分を含めた検討が望まれる。

(イ) 公営企業会計を適用する病院事業にあつては、企業経営の観点から医療機器の効率的な利用を促進するため、医療機器の評価管理制度が採られており、機器の導入の際に検討した当初計画を基に、機器の経過年数等を考慮した年度計画を策定し、稼働実績との比較、検討が組織的に行われている。

しかしながら、試験研究機関等では、県立工業技術センター（不十分であるが、平成11年度から実施）を除き、機器の評価管理が組織的に行われていない。

高額機器については、多額の予算執行により取得されることから、その利用や活用についての説明責任がより一層求められているので、機器の評価管理システムを構築し、適切な評価管理を組織的に行っていくことが望まれる。

イ 機器の保守管理に当たり検討すべきこと

機器の中には保守管理を受託しないメーカーもあり、修繕で対応せざるを得ないものもあるが、同一の機器でありながら保守管理委託を行っている機器と、行っていない機器（故障時には修繕で対応）があることは、第3-1-(5)に記載したとおりである。

すべての機器について、機器の性能維持、費用対効果の観点から、改めて保守管理の在り方について検討が望まれる。

ウ 機器の相互利用、外部開放に当たり留意すべきこと

機器の相互利用、外部開放は、試験研究機関等の一部にとどまっているので、試験研究機器の有効活用を図る観点からも、相互利用等の一層の推進が求められる。

相互利用等を推進するためには、試験研究機関等で保有する機器の情報（機器の性能、利用可能日等）が、試験研究機関等相互間で即座に検索できるよう、機器情報のデータベース化に取り組むとともに、機器の利用を通じた産官学の一層の交流等を進めるため、利用可能な機器の範囲の拡大と開放施設の内容、試験研究機器の機能等についてインターネットを活用した関係者等への周知が望まれる。

(3) その他の留意・改善すべきこと

ア 入札参加者審査会県立病院部会の開催に当たり留意すべきこと

財務規則第81条の2第2項の規定により入札参加者審査会が設置されており、同審査会の部会は、その議事事項について急施を要するため部会長において部会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りによる審議をすることができるとされているが、平成11年度の県立病院部会（9回）は、すべて持ち回り審議となっている。

入札参加者の選定等に当たっては、より慎重審議を諮るため、できる限り部会を招集することが望まれる。

イ 機器の使用貸借に当たり検討すべきこと

姫路工業大学においては、日本学術振興会からの委託料を受けて受託研究に必要な機器を、平成11年度に4機器（多層膜ミラー、表面解析用超高真空装置、ケンピンフォース顕微鏡、フォトルミネッセンス測定装置）購入し、他大学等の協力研究者に貸付けしている。

貸付機器については、預かり証を求め、機器貸付簿に登載しているが、機器の使用貸借契約を締結するとともに、貸付期間終了後の機器の管理等についても明確にしておくことが望まれる。

ウ 機器の管理に当たり検討すべきこと

平成11年度中に全く稼働していない機器が、第3 - 1 - (4) - アに記載のとおり、19機器（うち6機器については、平成11年度中に廃棄）あり、この中には、平成10年度以前から稼働していない機器が3機器（県立尼崎病院のセルソータシステム及び全自動血液ガス分析装置、県立淡路病院のバイナリープール）ある。

また、平成11年度中に全く稼働していない機器の中には、故障及び老朽化を理由とするものが5機器ある。

機器の管理の必要性を検討し、管理する必要のない機器については、限られた病院スペース等の有効利用の観点からも、廃棄等処分の検討が望まれる。

エ 機器の処分に当たり留意すべきこと

病院事業会計の医療機器（帳簿価格30万円以上）を処分するには、病院財務規則第6条第2項の規定により県民生活部県立病院局長の承認を受けたうえで、病院長による処分決定が必要であるが、これらの手続きを経ないまま処分されている機器が、1機器（県立成人病センターの放射線治療計画装置）あった。

病院財務規則に基づく適正な事務手続きに留意すべきである。

3 むすび

今回の監査対象とした高額機器は、大学、試験研究機関、県立病院で利用・管理されており、それぞれの機関において、試験研究、医療等に活用され、県民の福祉の増進に役立っている。

このうち、試験研究機関については、平成12年2月に策定された行財政構造改革推進方策のなかで、新しい時代にふさわしい業務の重点化や機能の強化を図るとともに、組織の再編統合を行うこととし、現在関係部局による検討が進められているが、業務の重点化や機能の強化をハード面で支えることとなる機器の整備、活用も改革の重要なポイントであると考えらる。

県が保有する高額機器は、県民の貴重な財産であることから、機器の導入に当たっては常にコスト意識を持ち、その必要性、経済性ととも利用計画を十分検討し、導入後は機器の評価管理を徹底して行い、効率的活用に努めることはもちろんのこと、研究成果を県民に還元していくことが必要である。

県民ニーズの多様化に伴い、複雑多様化する行政課題に対処するため、今後とも、これらの機器を活用した取組が求められるところであり、県民の福祉の増進のため、一層の努力を期待するものである。